

相続分譲渡について(説明書)

1 提出する書類

- (1) 相続分譲渡届出書
- (2) 相続分譲渡証書
- (3) 印鑑登録証明書(コピー不可)

2 提出方法

- (1) 相続分の譲渡を希望される相続人の方は、以下の点を参照の上、上記1(1)、(2)の書類に必要事項を記入してください。(「相続分譲渡届出書」と「相続分譲渡証書」の両方にご記入ください。)
 - ア 相続分譲渡届出書の「申立人」「相手方」、相続分譲渡証書の被相続人の本籍欄は、申立書等に記載された申立人・相手方の氏名、被相続人の本籍を確認・記入してください。
 - イ 相続分譲渡届出書の□は、後記3(1)を参照のうえ、必要に応じてチェックしてください。
- (2) 「相続分譲渡人」は、「相続分譲渡届出書」と「相続分譲渡証書」の両方に署名押印してください。押印は、実印でなさってください。(※認印ではなく、必ず印鑑登録証明書と同じ印を使用してください。)
- (3) 「譲受人」に「相続分譲渡証書」に署名・捺印をしてもらってください。
- (4) 署名は、それぞれご本人がなさってください。
- (5) 以上が終わりましたら、「相続分譲渡人」の印鑑登録証明書を1通添付して、「相続分譲渡届出書」と「相続分譲渡証書」の両方を裁判所へ提出してください。

3 注意事項

- (1) 上記書類が提出されると、裁判所が、本件遺産分割手続の当事者ではなくなる「排除決定」(家事事件手続法43条1項)という決定をします。

排除決定がされると、あなたは本件遺産分割手続の当事者ではなくなり、今後の調停期日にも出席する必要はなくなります。ただし、特に必要がある場合には、相続分を譲渡しても、排除決定をせず、引き続き手続に関与していただくこともあります。このような場合には、以後の期日に家庭裁判所に出頭していただく可能性があります。

なお、あなたには、この排除決定に対して不服を申し立てる権利(即時抗告権)がありますので、不服を申し立てることができる期間を経過するまでは排除決定の効力が生じません。あなたが速やかに当事者ではなくなるには、この即時抗告権を放棄するという方法があります。即時抗告権を放棄する場合は特に記入は不要です(相続分譲渡届出書に即時抗告権を放棄することが記載されています。)が、放棄しない場合は、相続分譲渡届出書の□にチェックをしてください。
- (2) ご自分の相続分を譲渡された場合、あなた(譲渡人)の相続分に応じて、譲り受けられた人(譲受人)の相続分が増えることになります。

ご不明な点につきましては、担当書記官にお問い合わせください。

作成例

平成○○年(家イ)第●●●●号

相続分譲渡証書

住所 京都市左京区下鴨宮河町1番地

譲渡人(以下「甲」という) 京都 次郎

住所 堺市堺区南瓦町2番28号

譲受人(以下「乙」という) 京都 花子

甲は、乙に対し、本日、被相続人亡 京都 梅子

(本籍 京都市中京区菊屋町1番地)

の相続について、甲の相続分全部を(有償 ・ **無償**)譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

いずれかに○

平成●●年3月31日

譲渡人は、実印を押印のうえ、印鑑登録証明書を添付

本人が記入

甲
(署名押印)

京都 次郎

実印

乙
(署名押印)

京都 花子

印

本人が記入

※必ず、相続分譲渡人本人の「印鑑登録証明書」を添付してください。